

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第54回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年3月31日（月） 16:29～17:35

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、川濱 昇、関口 博正、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

第4 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、
菊池 昌克（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、
柴崎 哲也（事業政策課企画官）、柴山 佳徳（事業政策課調査官）、
竹村 晃一（料金サービス課長）、片桐 義博（料金サービス課企画官）
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

1 答申事項

- （1）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等）について【諮問第3062号】
- （2）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3063号】
- （3）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークに係る平成26年度の接続料の改定）について【諮問第3064号】

(4) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等の改定）について【諮問第3065号】

2 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成26年度事業計画等について

開 会

○東海部会長　それでは、定刻でございますので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第54回）を開催いたします。

本日は、委員8名中5名が出席されておられますので、定足数を満たしております。

なお、答申事項のご説明のために、相田専門委員に特別にご出席をいただいております。

○東海部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項4件、報告事項1件でございます。

初めに、諮問第3062号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等）について」、審議をいたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、1月29日開催の当部会において審議を行い、2月19日まで1回目の意見募集を行いました。また、その後、提出された意見を公表するとともに、3月6日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出された意見を踏まえて、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査であります相田専門委員から委員会での検討結果についてご報告をいただきます。相田委員、どうぞよろしく願いいたします。

○相田専門委員　それでは、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。資料54-1を御覧いただきたいと思います。

本件申請の概要につきましては、資料54-1の43ページ以降に具体的な記載がございます。

実績原価方式に基づくドライカップ等の平成26年度の接続料及びその他手数料の改定等のため、NTT東西の接続約款の変更を行うものです。

先ほど、部会長からご紹介ございましたように、2回の意見募集を経た上で検討の結果、資料54-1の1ページから2ページのとおり、報告書を取りまとめました。

接続委員会といたしましては、報告書の1に記載いたしましたとおり、復興特別法人税の課税期間を1年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、接続約款の変更

を認可することが適当と認められるとさせていただいております。なお、報告書の2に記載いたしましたとおり、総務省に対して4点の項目について要望することといたしております。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として5ページから40ページに取りまとめさせていただいております。

報告書の詳細につきましては、総務省より説明いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○竹村料金サービス課長　それでは、事務局より補足説明をさせていただきます。

資料54-1の3ページを御覧ください。復興特別法人税についてという資料がございます。接続料原価につきましては、接続料規則に基づきまして、第一種指定設備管理運営費に他人資本費用、自己資本費用、利益対応税、調整額を加えたものとして算定されております。本件申請におきましては、利益対応税につきまして、復興法人税が平成26年度にも適用されることを前提に接続料を算定されております。しかるに26年3月20日に「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立し、復興特別法人税の課税期間を1年前倒して終了することが確定いたしましたので、26年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当としてございます。

それでは次に、提出された意見と考え方についてご説明をいたします。資料の5ページを御覧ください。先ほど、相田主査からも説明していただきましたように、2回、パブコメを実施いたしまして、1回目のパブコメについては4事業者、2回目のパブコメについては6事業者から意見を寄せられております。

一番左の欄に1回目のパブコメの意見、中の列に2回目の意見、一番右の列に接続委員会としての考え方を記載してございます。

まず、接続料に関する意見でございます。

意見1、今後新たな災害特別損失が発生する場合、速やかに内訳を開示することを要望というものでございます。

それに対する考え方として、一番右の列を御覧いただきたいと思いますが、25年度以降に災害特別損失が計上され、それを27年度以降の接続料原価に算入する場合には、NTT東西がその設備区分別の内訳についても公表することが適当。また、接続事業者に対し、災害特別損失が各機能の接続料原価に及ぼす影響に係る情報を可能な限り早い時期に開示することについて検討することが適当としてございます。

次に1つ飛ばしまして、7ページの意見3でございます。特設公衆電話費用の公衆電話接続料の転嫁は、あくまでも暫定的な対応。ユニバーサルサービス基金による費用負担についても議論することを要望としてございます。

それに対する考え方でございますが、今回の事業者間の検討は、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する研究会」の最終取りまとめにおいて、特設公衆電話の設置が電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項と位置づけられたことを前提としつつ、その前提を変えずに検討が行われたものでございます。

次のページをめくっていただきまして、なお書きのところでございますが、ユニバーサルサービス制度のあり方については、情報通信審議会における、2020年代に向けた情報通信政策の審議事項の一つとなっているとしてございます。

意見4でございます。回線管理運営費の平準化を実施すべきか否か、接続事業者の意見をくみ上げる仕組みが必要としてございます。

それに対する考え方でございますが、当審議会では、原則として2回の意見招請手続を実施することとしており、寄せられた意見を踏まえて認可の適否の判断を行っているため、接続事業者にもその機会は既に確保されている。

なお、これはファイル連携システムの開発費についてでございますけれども、NTT東西においては、25年3月の当審議会の答申に示したとおりに、接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものにつきましては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性を含めて十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することや、当該システムの開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き意見交換会の場合等を通じ、十分な説明を行うことが適当としてございます。

次に、意見5でございます。中継光ファイバ等について、経過年数を調査した上で現行の経済的耐用年数と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直すことが必要という意見でございます。

それに対する考え方でございますが、光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められるとしてございます。

次に、1枚めくっていただきまして、10ページ、意見6でございます。光屋内配線加算額の算定に用いる光屋内配線の使用年数については、加入光ファイバの分岐端末回線の耐用年数に合わせるべきというご意見でございます。

それに対する考え方でございますが、光屋内配線の使用年数については、平成21年度に当時の保守実績等を用いて算出されたものであり、使用年数に影響を及ぼす技術開発等の環境の変化等がないとの理由で見直しは行われていないと。平均的な利用期間が延びているとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT東西においては、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当としてございます。

次に、14ページを御覧ください。通信路設定伝送機能、これは専用線サービスに係る接続機能でございますけれども、前年度と比較して接続料が急激に上昇していることから、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置の適用を検討すべきというご意見でございます。

これにつきましては、考え方でございますが、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置の適用につきましては、ここに書いてあります①から③の基準に照らしまして、必要最低限度とすることが適当ということでございます。平成26年度の通信路設定伝送機能に係る接続料は、需要の減少により、一部品目について前年度と比較して50%以上上昇しているが、他事業者による利用比率が高いため、需要が他事業者の利用動向に左右されやすいことに加え、代替性のある法人向けデータ伝送サービス等への移行についても過去のトレンドが不規則であるため、今後の需要動向について合理的な予測を立てることは困難と認められること。

また、仮に需要の減少による接続料の値上がりを抑制するための措置として、26年度接続料の調整額の一部を28年度以降の接続料に繰り延べた場合、接続料水準に対する調整額の影響が増大し、接続料水準の変動が大きくなるおそれがあること。こういったことから抑制措置を講じないこととしているNTT東西の判断には合理性があると認められるとしてございます。

一方、IP化の進展に伴って需要が減少するサービスについては、代替サービスへと円滑に移行できるような対応を行うために、接続事業者の予見性をできる限り高めることが望ましい。こうした観点からNTT東西においては、需要が減少するサービスに係る接続料について、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に接続料算定に用いられる需要に係る情報を接続事業者の開示する等、接続事業者の予見性を高めるための方策について検討することが適当としてございます。

次に、19ページを御覧ください。意見8でございます。専用線など需要が低減傾向

にある機能の接続料については、接続料を据え置き、需要の減少を食いとめる等の措置を講じるなど接続料設定の考え方そのものを見直す必要があるというご意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、接続料につきましては、基本的な原則として、各機能の接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するように定めることが原則とされているわけでございます。この原則を変えまして、需要が減少傾向にある機能の接続料を据え置くべきとの意見については、接続料原価の一部が回収できないことになるため、基本的には適当ではないとしてございます。

また、あるサービスから別のサービスへと需要が移行する場合に、移行先のサービスのネットワークも含めて接続料を算定すべきとの意見については、接続料を機能ごとに定めることとしている上記の趣旨に鑑み、基本的には適当ではないとしてございます。

意見9、19ページの一番下の行でございますけれども、専用線サービスについて、スタックテストの対象とすべきというご意見でございます。

次の20ページの意見の欄を御覧ください。これはスタックテストの運用に関するガイドラインにつきましては、中段のところに書いてありますとおり、対象範囲を①から③の対象に限定しまして、総務省が毎年度決定することとしてございます。専用サービスについては、特定電気通信役務の対象から外れたこと等も踏まえまして、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下したと考えられたことから、平成20年度以降はスタックテストの対象から外された経緯がございます。現時点では、上記の状況に変化はなく、専用サービスを検証の対象とする必要はないものと考えられるとしてございます。

意見10でございます。番号案内サービス接続機能については、調整額を大幅に増加していることから、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置の適用を検討すべきというものでございます。

これは先ほど意見8でご説明しました専用線接続機能と同様の理由で抑制措置を適用しないこととするNTT東西の判断には合理性があるとしてございます。一番下の丸の「一方」以下の文面も先ほど説明したものと同様でございます。

22ページを御覧ください。工事費・手続費等に関する意見でございます。

意見11、料金回収手続費等について、NTT東西がNTTファイナンスに料金債権を譲渡したことにより追加的に発生した費用を接続事業者が本来負担すべきかどうか検

証が可能となるよう、システム開発費に関する情報等を開示すべきというご意見でございました。

これに対する考え方でございますが、22ページの一番下のパラグラフを御覧ください。NTT東西においては、料金回収手数料の原価のうち、業務区分ごとの自社のシステム開発関連費用の実績値について、平成26年度から30年度までの算定期間中、毎年度、接続料の認可申請時までには総務省に報告することが適当としてございます。

さらに23ページの丸のところでございますけれども、NTTファイナンス株式会社が行う料金業務については、手数料が能率的な経営における適正な原価に照らし公正妥当な金額を設定することが求められている。料金債権が譲渡されたことに伴って、料金回収手数料が従前と比較して結果的に上昇することになった事実を踏まえ、料金業務の一層の効率化を通じ、料金回収手数料にもその成果を反映することができるよう努力することが適当と。NTT東西においては、電気通信事業法第33条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、またはNTTファイナンス株式会社に講じさせるとともに、毎年度、当該措置の内容を総務省に報告することが適当としてございます。

めくっていただきまして25ページの意見12でございます。光屋内配線加算料の算定に用いる故障修理時間や光屋内配線工事等の算定に用いる工事時間について、直近の工事实態を反映するために再計測を実施し、作業時間の見直しを行うべき。また定期的に作業時間の再計測を実施する仕組みづくりが必要としてございます。

これに対する考え方でございますが、25ページの一番下の行の考え方のところでございます。平成21年度の特別調査から約5年が経過しており、技術習熟が一層進んでいる可能性があることから、平成26年度中に再計測を行い、その結果を用いて、27年度以降の光屋内配線加算料等が算定されることが適当としてございます。

また、定期的に作業時間の再計測を実施する仕組みづくりが必要との意見については、NTT東西において、再計測の結果を踏まえ、可否を判断し、その結果を26年12月末までに総務省に報告することが適当としてございます。

27ページ、「3」のその他に関するご意見でございますが、その一部を紹介したいと思います。

31ページの意見16でございます。NTT東西において、全てのエリアの電気料の増減率が予測可能となるような情報について、早期に開示すべき。また、節電施策のコスト削減効果及び近年の使用電力量の推移等を検証し、3年から5年程度の電気料水準

の見通しを開示すべきというご意見でございます。

それに対する考え方でございますが、コロケーション費用の予見性向上の観点から、NTT東西においては、引き続きビルごとの電気料単価について、可能な限り早期に開示することが適当としてございます。

最後に、意見17でございます。実際のコロケーションリソースの利用有無を適宜反映できるような効率的な減設工事の実施や工数見直しを行い、コスト負担の適正性が確保されるよう電気料柔軟化スキームを検討すべきというご意見でございます。

それについては、34ページの最後の行でございますけれども、NTT東西においては、引き続き接続事業者からの要望を踏まえ、コロケーション装置に係る電気料の扱いの柔軟化の方策について検討を行うことが適当としてございます。

以上の意見と考え方を踏まえまして、1ページにお戻りください。報告書を取りまとめてございます。

まず、「1」で復興特別法人税の課税期間を1年前倒しして終了することを踏まえて接続料が再算定された場合には、認可することが適当と認められるということでございます。

それから「2」として、提出されたただいまの当委員会の考え方を踏まえまして、総務省において、NTT東西に対する要請の措置が講じられることを要望ということで(1)から(4)の要請を要望するとしてございます。

補足説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。例年のことでございますけれども、実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等についてご説明をいただきました。結論的には1ページの諮問報告書のとおり、4つの要請事項を加えてございます。これらを含めてご検討いただきたいと思います。

23ページですが、意見11に対する考え方の最後のほうで「電気通信事業法第33条の趣旨に基づいて云々」の表記がございますが、念のため、第33条、概略をご説明ください。

○竹村料金サービス課長 接続料については、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当な金額を設定するという原則でございまして、これに照らして効率化に努めることが必要という趣旨でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

1 ページ、念のためご確認いただきたいと思います。1 つは今回の特徴でございますけれども、復興特別法人税の課税期間を1 年前倒して終了することを内容とする法律案が成立したことを踏まえて、接続料が再算定された場合にはという形になっておりますこと。それから本件については、先ほど確認いたしましたけれども、(1) から(4) まで考え方に基づいて4 つの項目を要請する要望事項として加えているということでございます。

特にご意見がございませんようでしたら、諮問第3062号につきましては、接続委員会からの報告を踏まえ、41 ページにございます答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、案のとおり答申することといたします。

○東海部会長 次に、諮問第3063号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について」、審議をいたします。

本件は、先ほどの案件と同様、総務大臣からの諮問を受け、当部会において審議を行い、2回の意見募集で提出された意見を踏まえて、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

その検討結果について、主査の相田専門委員よりご報告をいただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○相田専門委員 それでは、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。資料54-2を御覧ください。

本件申請の概要につきましては、資料54-2の31ページ、これはたくさんとじてありますので、同じページが何遍か出てくるんですけども、一番手前のほうの31ページ以降に具体的な記載がございます。

将来原価方式により、平成26年度から平成28年度までの加入光ファイバ接続料を設定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うものです。

この件につきましても、先ほどと同じく2回の意見募集を経た上で検討の結果、資料54-2の1ページから2ページのとおり、報告書を取りまとめました。

接続委員会といたしましては、まず、報告書の1に記載いたしましたとおり、これは前の件と同じでございますけれども、復興特別法人税の課税期間を1年前倒して終了

することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当と認められるといたしております。なお、報告書の2に記載いたしましたとおり、総務省に対して3点の項目について要望することといたしております。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として、5ページから28ページに取りまとめております。報告書の詳細につきましては、総務省より説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○竹村料金サービス課長　それでは、説明をさせていただきます。

最初に、3ページでございますけれども、復興特別法人税の扱いについては、先ほどのご説明と同様でございます。

それから、5ページ以降で寄せられた意見とそれに対する接続委員会の考え方をご説明させていただきます。

まず、意見1でございます。F T T H市場の活性化を通じて国民利便の向上を図るためには、加入光ファイバ接続料の更なる低廉化が必要というものでございます。

それに対する考え方としましては、F T T Hサービスについては、引き続き、市場の更なる活性化を図るため、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえた適切な激変緩和措置を講じつつ、N T T東西において、引き続きコスト削減に努めていくことが適当であるとしてございます。

次に、6ページでございます。需要予測・設備コストの予測に関する意見でございます。

意見2で、F T T H市場の拡大が継続していることに鑑みれば、加入光ファイバの需要を積極的に見込むことが必要という意見でございます。

それに対する考え方でございますけれども、N T T東西の利用分についても他事業者利用分についても積極的な需要見積もりは行われていると認められるとしてございます。

7ページに行きまして、意見3でございます。光ファイバケーブルの耐用年数について、実態に即して見直すことが必要というご意見でございます。

考え方としましては、光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、L R I Cモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められるとしてございます。

9ページの3でございます。激変緩和措置に関するご意見でございます。

意見4でございますが、光ファイバの設備コストを根拠としない恣意的な接続料算定は公正な競争環境を阻害するため行うべきでない。また、激変緩和措置については、公正な競争環境を阻害することがないかという観点で厳正に審査され、その審査内容は公の場で十分議論されるべきというご意見でございます。

考え方としましては、総務省において、電気通信事業法関係審査基準に照らし審査する中で、この考え方の①から③に書いてあるような点について検討を行いまして、一定の合理性が認められるとされたものでございます。メタル検討会報告書の趣旨に鑑み、この激変緩和措置の内容は妥当なものとして認められるとさせていただきます。

意見6でございます。11ページを御覧ください。乖離額調整により加入光ファイバ接続料が前年度を上回った場合には、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回ることがないようにすることが必要というご意見でございます。

これにつきましては、考え方一番下のパラグラフを御覧ください。例えば平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、これは配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しそのものとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではないとさせていただきます。

次の乖離額調整に関する意見でございます。12ページの意見7でございます。NTT東西の効率化の効果が無効となるため、将来原価方式における乖離額調整は、原則として認めるべきではないというご意見でございます。

考え方でございますが、2つ目の○で、NTT東西は、今回の接続料算定に当たり、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。一方で他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当とさせていただきます。

ただし、接続料の適正性を確保する観点から、NTT東西においては、平成26年度から平成28年度までの半期ごとの加入光ファイバの芯線数の状況について、各期間経過後2か月以内に総務省に対し報告を行うことが適当とさせていただきます。また、NTT東西においては、実績需要に応じたコスト削減の取組について検討し、次年度の接続料に係る接続約款の変更認可申請時までに総務省に対し報告を行うことが適当とさせていただきます。

少し飛んで15ページの光配線区画に関する意見でございます。

意見8で、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があるため、速やかに1光配線区画当たりの世帯数の適正化を実施すべきということでございます。

これに対する考え方でございますが、総務省において、光配線区画の見直しの状況を引き続き注視することが適当。NTT東西においては、光配線区画の見直し状況について、引き続き、毎年6月末及び12月末までに総務省に報告を行うことが適当としてございます。また、光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置としたエントリーメニューについても、引き続き、毎年12月末までに総務省に報告を行うことが適当としてございます。

18ページを御覧ください。意見9でございます。光配線区画の見直し状況について、見直しの効果に係る情報を開示することが望ましい。また、見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべきというご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、NTT東西は、引き続き接続事業者の請求に応じ、適切に情報を開示することが必要であるとしてございます。

19ページ、6のその他に関するご意見でございます。

意見10として、平成27年度以降の接続料に激変緩和措置が講じられる場合には、接続事業者の予見可能性を担保するための情報開示が必要というご意見でございます。

これに関する考え方でございますが、次の20ページのところに書いております。考え方6のとおり、平成27年度以降の接続料について追加的に激変緩和措置が講じられることは想定されないため、ご懸念は当たらないものと考えられるとしてございます。

21ページの意見11でございます。平成24年度及び平成25年度に実施された施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法の見直しについて、見直し前後の配賦基準や配賦基準ごとの影響額を開示すべきというご意見でございます。

それに対する考え方でございますが、配賦方法の見直し前後の配賦基準については、NTT東西からの再意見の中で、経営情報に当たらない範囲で開示されている。また、接続料への影響額の総額についても、申請概要及び再意見のとおり明らかになっている。一方、NTT東西から開示されていない、例えば配賦基準ごとの影響額等については、本件申請の審査の過程において総務省で確認されているとしてございます。

少し飛びまして、26ページの意見13でございます。スタックテストでは、光ファイバの設備コストを根拠とした接続料と利用者料金との関係について検証されるべきで

あるため、激変緩和措置前の接続料を用いるべきというご意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、スタックテストは、申請された接続料、すなわち認可後に適用される接続料と利用者料金とを比較等するものであるから、本件申請に関してスタックテストの中で検証されるべき接続料は、激変緩和措置前のものではなく、激変緩和措置後のものであるとしてございます。

以上、ご説明しました考え方に基つきまして、1ページにお戻りください。報告書の内容でございますが、先ほどご説明しましたとおり、「1」において、復興特別法人税の課税期間を前倒しして終了することに伴って再算定された場合には、変更を認可することが適当と認められるとしてございます。

「2」では、提出された意見、それに対する当委員会の考え方を踏まえて、総務省において、次の(1)から(3)に書かれておりますようなNTT東西に対する要請を行うことを要望するとしてございます。

説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。今度は加入光ファイバに係る平成26年度以降の接続料の改定でございます。結論といたしましては、1ページにございますように、先ほどの審議と同様に復興特別法人税の関連の措置が加えられております。それから本件については3件の要望事項が加えられている。そのことを踏まえて、ご議論いただきたいと思っております。

激変緩和措置については、実績原価の最初の審議の問題については、これは実績ですから当然そのような措置というのは比較的許容されることかと思っております。この課題については光の問題。光については、過去の実績というよりも先を見込まなくてはならないという需要予測が入ってまいります。その意味で少し取り扱いが異なった形で整理されるかと思っておりますけれども、現状においては、慎重にそういうあたりの配慮はなされていると考えております。いかがでございましょうか。どうぞ忌憚のないところをご意見いただきたいと思っております。

特にご意見ございませんでしょうか。もしよければ、29ページ、お開けいただきたいと思っております。本件については、諮問第3063号につきまして、接続委員会からの報告を踏まえて、29ページの答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

それでは、案のとおり答申することといたします。

○東海部会長 次に、諮問第3064号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークに係る平成26年度の接続料の改定）について」、審議をいたします。

本件は、先ほどの案件と同様、総務大臣からの諮問を受け、当部会において審議を行い、2回の意見募集で提出された意見を踏まえて、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

その検討結果について、相田委員よりご報告をお願いいたしたいと思います。よろしくどうぞ。

○相田専門委員 それでは、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。資料54-3を御覧ください。

本件申請の概要につきましては、資料54-3の15ページ以降に具体的な記載がございます。NTT東西のNGNにおける4つの機能に関し、平成26年度の接続料を改定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うものです。

この件につきましても、2回の意見募集を経た上で検討を行った結果、資料54-3の1ページのとおり、報告書を取りまとめました。

接続委員会といたしましては、報告書の「1」に記載いたしましたとおり、先ほどまでと同じですけれども、復興特別法人税の課税期間を1年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当と認められるといたしております。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として5ページから12ページに取りまとめております。

報告書の詳細につきまして、総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしくをお願いいたします。

○竹村料金サービス課長 それではご説明いたします。

最初に、3ページの復興特別法人税につきましては、先ほどのご説明と同様でございます。

それでは、5ページの別添2に基づきまして、意見と当委員会の考え方について、ご説明をいたします。

意見1、IGS接続機能に係る接続料原価のうち、ひかり電話網に係る原価が多くを

占めている理由やNGN分の時間比例コストが増加している理由を明確にすべきというご意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、I G S接続機能に係る接続料原価のうち、既存ひかり電話網に係る原価が多くを占めている理由につきましては、N T T東西から提出された再意見にありますとおり、一部法人ユーザーが既存ひかり電話網を引き続き使用していること及び使用しなくなった既存ひかり電話網設備の除却費が発生することが挙げられるということでございます。

また、I G S接続機能に係る接続料原価のうち、NGN分の時間比例コストが増加している理由につきましては、再意見にありますとおり、I P網へのマイグレーションに伴い、NGN分と既存ひかり電話網分を合わせた全体のコストは低廉化しているものの、NGNでは設備の増強が行われているということが挙げられます。

また、マイグレーションが進展している状況においても接続料算定の透明性を確保すべきとの意見につきましては、これも再意見にありますとおり、接続料算定に係る設備区分別の費用・資産、費用別内訳等について、算定根拠が開示されていることから、透明性は確保されていると認められるとしてございます。

他方、接続事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証できるようにすべきとの再意見につきましては、一般論として、接続料算定の適正性・透明性は、指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料算定に係る協議においては、経営上の秘密にも配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましいとしてございます。

9ページを御覧ください。意見2でございます。NGNがボトルネック設備と一体で構築される第一種電気通信指定設備であるため、本来は他事業者による利用を当初から想定し、追加的な網改造料を要せずに接続可能なものとして構築されるべきであり、N T T東西と他事業者との同等の利用環境が担保されることが必要というご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、平成22年3月29日の当審議会答申で示したとおり、NGNが当初実装していない接続機能を追加する場合において、当該機能が基本的な接続機能に該当する場合には、その費用を接続料原価に算入することが適当であり、一方、接続事業者が個別的に用いる機能に該当する場合には、接続事業者の個別負担となる網改造料として費用回収することが適当としてございます。

NGNのイーサネット接続料につきましては、平成23年の当審議会答申において、PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用は、これを利用する接続事業者において網使用料として負担するとの整理が行われているところでございます。

最後に、10ページの意見3でございます。NGNイーサネット接続機能について、競争事業者とNTT東西利用部門との間やNTTコミュニケーションズ等のNTTグループ会社が卸役務として利用する場合とで、コスト負担の公平性が十分担保されているか検証すべきというご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、NTT東西が特定の電気通信事業者に対して他の事業者に比べて有利な条件で卸電気通信役務を提供する場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触するおそれがございますが、これに対し、NTT東西は、再意見にありますとおり、他事業者から卸役務としてイーサネットのサービスの提供要望があれば、提供規模や期間等に応じて、同等の取引条件によりサービスを提供することとしており、総務省においては、状況を注視することが適当であるとしてございます。

以上の考え方を踏まえまして、1ページに戻っていただきまして、接続委員会からの報告書としましては、先ほどと同様、復興特別法人税の課税期間の前倒し終了を踏まえて接続料が算定された場合には、これを認可することが適当と認められるとしてございます。

説明は以上でございます。

○東海部会長　ありがとうございます。3番目は平成26年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に係る審議でございます。1ページで復興特別法人税に関する配慮がなされていることは同様でございますけれども、本件については、特に要望事項は加えられておりません。以上でございますが、どうぞ忌憚のないところをご意見いただきたいと思っております。

特にご意見ございませんでしょうか。それでは、諮問第3064号につきましては、接続委員会からの報告を踏まえ、13ページの答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでございでしょうか。

それでは、案のとおり答申することといたします。

○東海部会長　次に、諮問第3065号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等の改定）について」、審議をいたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、2月12日開催の当部会において審議を行い、3月14日まで意見募集を行いました。また、その後、意見募集で提出された意見を踏まえて、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

その検討結果について、主査の相田委員から検討結果をご報告いただきたいと思えます。どうぞよろしく。

○相田専門委員　それでは、接続委員会における調査・検討の結果をご報告いたします。資料54-4を御覧いただきたいと思えます。

本件申請の概要につきましては、資料54-4の9ページ以降に具体的な記載がございます。接続料規則の一部を改正する省令、これはLRICの入力値を更新するものがございますけれども、これが本年1月14日に公布・一部施行されたことを受け、長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等を改定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うものです。

こちらにつきましても意見募集を経た上で検討いたしました結果、資料54-4の1ページのとおり、報告書を取りまとめました。

接続委員会といたしましては、報告書の1に記載いたしましたとおり、これまでの3件と同じでございますけれども、復興特別法人税の課税期間を1年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当と認められるといたしております。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として、5ページ及び6ページに取りまとめております。

報告書の詳細につきましては、総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官　まず、3ページを御覧ください。復興特別法人税の扱いにつきましては、これまでの説明と同様でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらが本案に対する意見及びその考え方でございまして、ソフトバンクグループとKDDIから意見が3件、寄せられております。

まず、意見1でございます。光ケーブルの経済的耐用年数については、実態より短い推計値となっている可能性があるため、見直しを行い、平成27年度の接続料算定から見直し後の経済的耐用年数を適用すべきという意見でございます。

こちらに対しての考え方でございますが、設備の経済的耐用年数の推計方法も含めた現行の長期増分費用モデルは、平成24年9月の情報通信審議会答申におきまして、その適用期間が平成27年度までの3年間とされておりますので、この間は接続料算定に係る追加的な補正等を原則としては行わないことが適当であるとしておりました。

続きまして、6ページ目を御覧ください。意見2でございます。今後もさらに接続料が上昇する場合は、追加的な補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を検討すべきというご意見でございます。

こちらに対しては、基本的な考え方は考え方1のとおりでございます。ただし、第六次モデルの適用期間内であっても、IP網への移行の進展等により、算定方法の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合等には、その変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるように速やかなモデルの見直しに向けた検討を行うことが適当であるとしております。

意見3については、次期モデルを平成28年度よりも早期に適用するよう議論すべきというご意見でございますが、意見としましては、意見2と同様の趣旨でございますので、考え方も考え方2のとおりとしております。

以上を踏まえまして、1ページ目を御覧ください。報告書でございますけれども、「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当と認められるとしております。

説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。長期増分費用方式に基づく接続料の改定に関する審議でございます。どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思います。

長期増分費用の対象たるネットワークについては、IP化に向かうマイグレーション、そういう動向がこの何年かの間で注視されて、いろいろと議論されなければならないと思っておりますけれども、LRICに関する議論の進捗というのでしょうか、もし、お差しさわりのない程度で、今後の方向も含めて何かご説明いただけることがあったら、お話しいただければありがたいなど。

○片桐料金サービス課企画官 IP-LRICについてでございますけれども、相田専門委員を主査としておりますワーキンググループでの検討がもう間もなく終わろうとしているところでございます。その後、速やかに既存モデルの見直しを行いまして、できれば秋ぐらいには両者の比較を行うという段取りで進めていきたいと考えております。

○東海部会長　　ありがとうございました。そういう動向も踏まえてのご審議と思いますが、いかがでございましょうか。相田先生、何かお付け加えになりますか。

○相田専門委員　一応いろいろ論点はあったんですけども、それはおおよそ整理ができてきて。ただ、なかなか意見のまとまり切れないところがあって、数値が一つにはまとまらないかなど。こういう計算をしたときにはこういうふうになる、こういう計算をしたときにはこういうふうになるという範囲の形で出るかなと思います。

それとあと今年度検討したのはまだロジックですので、それで実際の計算をするためには、来年度に入ってから、そのプログラム開発をしてもらう必要があるということで、先ほどございましたように、多分実際の数値を見ることができるのは秋くらいになるのではないかと思っております。

○東海部会長　　ありがとうございました。

いかがでございましょうか。特にご意見はございませんでしょうか。

諮問第3065号につきましては、接続委員会からの報告を踏まえまして、7ページの答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、案のとおり答申することといたします。

○東海部会長　　それでは、報告事項に移りたいと思います。

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成26年度事業計画等について」、総務省からご説明をお願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官　それでは、資料54-5を御覧ください。1ページ目をおめくりください。まずはNTT東西の基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用の効率化の計画でございます。

こちらの経緯といたしましては、平成18年11月の情報通信審議会におきまして、ユニバーサルサービス制度に係る交付金の交付等の認可の際に、NTT東西に対する経営効率化についての要望がありましたので、これを受けまして、NTT東西は毎年、利用部門の効率化計画を総務省に報告することになったものでございます。

2番目の平成26年度の計画でございます。NTT東日本・西日本とも計画においては前年比7%の効率化を行う予定としており、具体的な額としましてはNTT東西でそれぞれ73億円及び60億円の効率化がなされる予定とされております。

次のページをごらんください。その具体的な施策ですけれども、人員のスリム化、業

務の集約、資産のスリム化等の施策によって、先ほど申し上げた効率化を進めていくようにしております。具体的な中身については、その下に書いてあるとおりでございます。

続きまして、次のページをごらんください。基礎的電気通信役務支援機関の平成26年度事業計画と収支予算の認可についてでございます。こちらは電気通信事業法に基づきまして、基礎的電気通信役務支援機関は、毎年度、翌年度の事業計画等について総務省の認可を受けなければならないとなっております。この認可につきましては、必要的諮問事項ではないのですが、特にこの中にあります支援業務費につきましては、ユニバーサルサービスの負担金の一部をなすものでありますので、今回、ご報告させていただくものでございます。

この事業計画等のポイントでございますが、大きく2点ございます。

1点目は、支援業務費が今年は6,177万円でございます。昨年度の予算と比較しまして約60万円の減少になっているところでございます。こちらはその下にございますように、4月1日から消費税が上がりますので、それに伴う増が約40万円あるのですが、それ以上に人件費、周知広報費等が減少したといったところでございます。2番目でございますが、今年も引き続き周知・広報活動を実施することにしておりまして、これを従前どおりの予算で実施する予定でございます。

具体的な予算額はその下の表です。また、次のページにその詳細が書いてございますので、ご参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○長田委員 よろしいでしょうか。ユニバーサルサービスのこの支援機関の地方説明見学会、今年、これで沖縄で行われると全国を回ったことになるのではないかと思います。すけれども、新たなユニバーサルサービスのあり方みたいな検討も今後始まることもありまして、現行の制度を基本的に理解していないと、次、どうなっていくべきかというところもなかなか皆さん、一般の方も、消費者団体の方も、議論に入りにくいところがあると思います。

今、ユニバーサルサービス基金の負担額がわりと低く抑えられていることもあり、何となくちょっと周知、こここのところが少し低調になりつつあるのではないかと思いますので、この後、より広く議論を巻き起こすための工夫みたいなものも少し必要かなと思

っています。

○東海部会長　いかがでしょう。何か事務局、ご意見ございますでしょうか。

○片桐料金サービス課企画官　ご指摘の点も踏まえまして、これからも引き続き過不足ない形で進めさせていただければと思います。

以上でございます。

○東海部会長　地方説明会もありますけれども、消費者団体との意見交換会もございませぬけれども、うまくいっておりますでしょうか。

○長田委員　実は先ほど申し上げたように、このユニバだけだとなかなかというか。総務省マターというか電気通信事業マターでいくと、むしろ契約とか広告表示とかそういうところにどうしても消費者団体の関心が強いものですから。今、多分、ご一緒に幾つかのテーマの中に入れていただいているのだと思うんですけれども、本来、ユニバのあり方についても、もっとより関心を持って、ほんとうは議論に参加してもらわなければいけないところだと思いますので、少し課題の見せ方みたいなところをぜひ工夫していただければいいなと思っています。

○東海部会長　ぜひともご検討いただければと思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。特によろしゅうございませぬでしょうか。これは諮問ではございませぬので。報告事項でございます。

○東海部会長　特に何か委員の方々からございませぬでしょうか。事務局は何かございませぬでしょうか。よろしゅうございませぬか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途、確定になり次第、事務局からご連絡をさせていただきたいと思っております。

閉会いたします。ありがとうございました。

閉　　会